

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直しに係る措置

一 バーゼル条約（以下「条約」という。）第十一条に規定する協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを「特定有害廃棄物等」の範囲から除くこと。
（第二条第一項第一号柱書関係）

二 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち条約附属書Ⅲに掲げる有害特性を有するものであつて、処分の目的及び輸出、輸入の別に応じて環境省令で定めるものを「特定有害廃棄物等」に含めるものとし、当該省令の制定時には経済産業大臣に協議するものとする。こと。（第二条第一項第一号イ及び同条第三項関係）

三 条約締約国において条約に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国に輸出されるものとして環境省令で定めるものを「特定有害廃棄物等」の範囲に加えるものとし、当該省令の制定時には経済産業大臣に協議するものとする。こと。（第二条第一項第一号ホ及び同条第三項関係）

第二 特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化に係る措置

第四条第三項に規定する、輸出承認の際に行う環境大臣による環境汚染防止措置の確認について、その

確認する事項を環境省令で定めるものとする。

(第四条第三項関係)

第三 特定有害廃棄物等の輸入の際の輸入承認の免除に係る措置

一 輸入の承認免除

再生利用等目的輸入事業者の認定を受けた者が、再生利用等事業者の認定を受けた者が再生利用等を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、輸入の承認を受ける義務を課せられないものとする。

(第八条第一項ただし書関係)

二 事業者の認定等

1 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、当該輸入の目的が再生利用等事業者の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること等の要件に適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十四条第一項関係)

2 特定有害廃棄物等の再生利用等を行うようとする者は、当該再生利用等を的確に行うことができる者であること等の要件に適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができるものとする。

(第十五条第一項関係)

3 再生利用等目的輸入事業者の認定を受けた者により輸入された特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、移動書類を携帯してしなければならないことその他の所要の規定を整備すること。

(第十六条関係)

第四 その他

再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者に係る報告徴収、立入検査、手数料その他の所要の規定の整備を行うこと。

(第十八条第二項、第十九条第二項及び第二十条関係)

第五 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 特定有害廃棄物等の輸出承認の申請に関する経過措置その他の所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 この法律の検討について必要な規定を設けること。

(附則第七条関係)